

会員各位

公益社団法人 埼玉県理学療法士会
会 長 南本 浩之
事務局長 水田 宗達
(公文書番号にて公印省略)

育児休業割引額変更のお知らせ

拝啓 会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、埼玉県理学療法士会では 2015 年度より年会費の育児休業割引、シニア割引を導入していますが令和元年 11 月 19 日の理事会において令和 2 年度から育児休業割引額の変更が承認されました。対象の会員様におかれましてはぜひご活用頂ければ幸いです。詳細をご確認の上ご申請下さい。何卒よろしく
お願い申し上げます。

敬具

記

1. 年会費割引額

変更前 5,000 円⇒変更後 10,000 円（割引後の年会費 0 円）（令和 2 年度から適応）

2. 対象者

育児休業期間中の会員

割引適用年度に在会であること

申請時及び割引適応された年会費の請求時において、過年度年会費・セミナー費を含む全ての請求
が納入済であること

3. 申請方法

日本理学療法士協会マイページへログイン → 会員管理 → 年会費割引申請

手続き後、ご登録のメールアドレスに仮受付メールが配信されます。

仮受付メール記載の URL をクリックして申請が完了します。必ずご確認ください。

令和 2 年度に会費割引を希望される場合は令和 2 年 2 月 20 日までに申請が必要です。

4. 備考

- ・申請は育児休業期間中に行ってください。復職後の申請は認められません。
- ・夫婦で同一の乳児に対しても各々が育児休業を申請している場合はそれぞれに割引を認めます。
- ・同一年度に他の割引との併用不可、複数該当する場合は割引率の高い方を優先します。
- ・県外異動した場合は請求時に所属の都道府県理学療法士会の割引を適用します。
- ・休会者は、復会申請と同時に割引申請を行う必要があり、復会申請を行うまでに育児休業期間が終了した場合は申請できません。
- ・育児休業を取得されていない方（退職している等）は対象外となります。

5. お問い合わせ

(公社) 埼玉県理学療法士会 事務室 Email : jimushitsu1971@saitama-pt.or.jp